

デジタルトランスフォーメーション推進専門家派遣事業

平成31年度概算要求額 3.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者において、IT導入を進める際の弊害として、IT人材が社内にはいない、または相談できる相手がいない、などのコンサルティングの面で悩みに直面することが多い。
- このため、合理的な経営戦略に基づいて新たなデジタル技術を活用し、企業のバリューアップを図ろうとする中小企業・小規模事業者に対して、デジタル技術を経営の現場に実装する際のコンサルティングを行う優秀なIT専門家を派遣。
- これにより、単なる業務効率化やコスト削減のための「守りのIT化」にとどまらず、売り上げや利益を高めるような付加価値向上につながるデジタル化（＝デジタルトランスフォーメーション）を中小企業・小規模事業者自身が進めていきやすい環境を整備することで、日本の競争力を高める。

成果目標

- デジタルトランスフォーメーションを進める中小企業・小規模事業者75社程度の支援を実施。

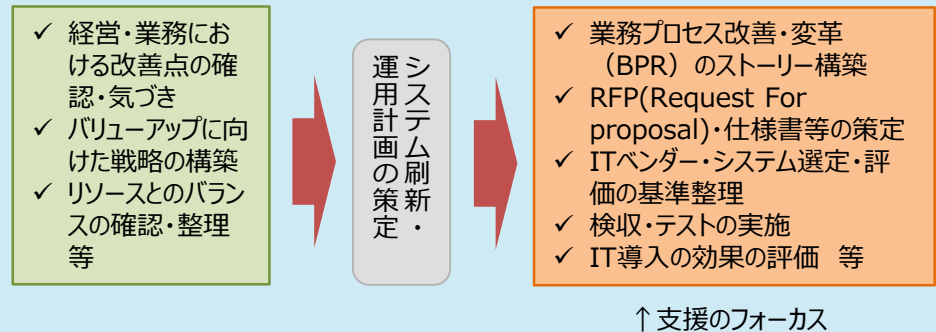
条件（対象者、対象行為、補助率等）



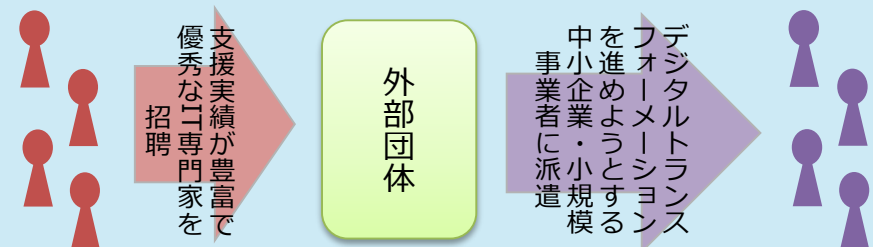
事業イメージ

- システム刷新・運用に関する計画を策定し、企業のバリューアップにつながるものと見込まれるものを国が認定。計画認定を受けた事業者に対して、システム導入に向けて必要なコンサルティングを行うIT専門家を派遣。
- 業務プロセスの分析・改善や、RFPや仕様の作成、ベンダー選定の基準策定、検収・テストの実施などにおいて、ベンダーとの関係で整理が求められるものの個社では実施しにくい取組について、必要なコンサルティングを主に実施。
※ 中小企業・小規模事業者のIT導入支援実績が豊富で優秀なIT専門家を招聘できる外部団体に委託し、当該団体からIT専門家を派遣。
(一社上限300万円/年の謝金を専門家に支払)

【企業におけるデジタルトランスフォーメーションの進め方イメージ】



【事業イメージ】



事業承継・世代交代集中支援事業

平成31年度概算要求額 45億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 地域経済を揺るがしかねない事業承継問題を解決するため、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として位置づけ、事業承継ニーズ掘り起こしのため各都道府県に構築された事業承継ネットワークをベースとしながら、地域に密着し、より細かい地域単位で専門家派遣など踏み込んだ支援を行う「プッシュ型事業承継支援」の更なる強化を図ります。
- 具体的には、事業承継ネットワークの構築など、全国一律の支援から、より意欲のある地域に対して、業種や業界、地域の特性などに応じた先進的なモデル事業への支援、事業承継・世代交代を契機とした事業者の経営革新や事業転換を図る取組を支援します。

成果目標

- 事業承継ネットワーク参加機関による年間5万件の事業承継診断を通じ、経営者の事業承継に対する「気づき」の機会を増やします。
- 業種、業界や地域の特性などに応じた先進的な事業承継支援のモデルを構築します。
- 補助事業者の事業計画達成率を80%以上とすることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) プッシュ型事業承継支援高度化事業

平成29年度から開始した事業承継ネットワーク構築事業の全国展開がほぼ図られたため、今後は各県に設置された承継コーディネータやブロックコーディネータ等が、プッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣などのきめ細かな支援を行うことにより、円滑な事業承継を推進します。

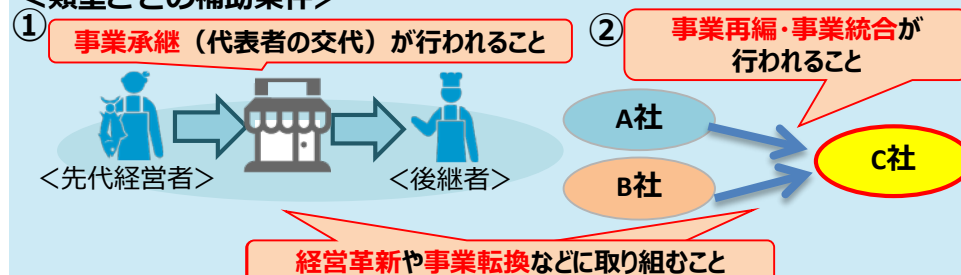
また、事業承継診断等支援データ等を活用し、各県内の事業承継の支援戦略を策定することにより、成長性の高い事業者や地域等を支援します。さらに、これまでの全国一律の支援ではなく、業種や業界、地域の特性などに応じて事業承継の先進的な取組に対して積極的に支援を行います。

(2) 事業承継補助金

事業承継・世代交代を契機として、経営革新や事業転換に挑戦する中小企業者に対し、設備投資・販路拡大・既存事業の廃業等に必要な経費を支援します。

- ① 承継にあたって、後継者が行う生産性の大幅な向上への取組を支援します。
- ② 後継者不在事業者が有するサプライチェーンや地域に根付いた価値ある事業を、M&Aをはじめとした事業再編・統合策により引き継いだ上で更なる成長を図る事業者の取組を支援します。

<類型ごとの補助条件>



中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業

平成31年度概算要求額 76.5億円（68.8億円）

(1) 中小企業庁 金融課
03-3501-2876
(2) 中小企業庁 財務課
03-3501-5803

事業の内容

事業目的・概要

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、財務上の問題解決のための事業再生に向けた支援及び円滑な債務整理に向けた支援を行います。また、「事業引継ぎ支援センター」において事業引継ぎに向けた支援を行います。

(再生支援等)

事業の収益性はあるが、債務超過等の財務上の問題を抱えている中小企業・小規模事業者に対して、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を行います。また、事業再生に窮する中小企業者等に対して、個人保証債務の整理に係る弁済計画の策定や債権者調整等の支援を実施します。

(事業引継ぎ支援)

後継者問題を抱える中小企業・小規模事業者の事業引継ぎや事業承継の促進・円滑化を図るために、課題の解決に向けた適切な助言、情報提供及びマッチング支援等をワンストップで行います。また、創業希望者と後継者不在事業主等とのマッチングも行います。

成果目標

- 平成30年から平成34年までの5年間の成果目標として、再生支援等では足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。事業引継ぎ支援では5年後に事業引継ぎ支援センターのマッチング件数が年間2000件になることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小企業再生支援協議会（44箇所）
産業復興相談センター（3箇所）

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けた アドバイス

- 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援（第二次対応）

事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

債務整理支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

(2) 事業引継ぎ支援センター（48箇所）

窓口相談

課題解決に向けた 情報提供等

- 事業引継ぎや事業承継に係る経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題の解決に向けて、適切な助言を行うと共に、支援機関や支援施策を紹介

事業引継ぎ支援

仲介支援等

- M & Aを行う登録機関（金融機関、仲介業者等）への橋渡し
- 士業等専門家と連携したマッチング支援

フォローアップ

- 定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

ものづくり・商業・サービス経営力向上支援事業

平成31年度概算要求額 100.0億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 足腰の強い経済を構築するためには、日本経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者等の生産性向上を図ることが必要です。
- 中小企業・小規模事業者等が、認定支援機関と連携して、生産性向上に資する試作品開発を行うための設備投資等を支援します。また、設備投資等とあわせて専門家に依頼する費用も支援します。

成果目標

- 事業終了後5年以内に事業化を達成した事業が半数を超えることを目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者等であり、以下の要件のいずれかに取り組むものであること。
- 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。
- 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。



事業イメージ

1. 企業間データ活用型（補助上限額：2,000万円/者※、補助率2/3）

複数の中小企業・小規模事業者等が、事業者間でデータ・情報を共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクトを支援します。

（例）データ等を共有・活用して、受発注、生産管理等を行って、連携体が共同して新たな製品を製造したり、地域を越えた柔軟な供給網の確立等により連携体が共同して新たなサービス提供を行う取組など

※ 連携体は10者まで。さらに200万円×連携体参加数を上限額に連携体内で配分可能

【3社連携の場合】A社	2000万円		
B社	2000万円	+	200万円×3 = 600万円
C社	2000万円		(連携体内で配分可能)

2. 試作開発型（補助上限額：1,000万円、補助率:小規模事業者2/3、その他1/2）

中小企業・小規模事業者等が行う試作品開発を支援します。
（設備投資を伴わない試作開発等も支援）

- スマートものづくり応援隊、ITコーディネータ、技術士等、事業の遂行に必要な専門家を活用する場合は、補助上限額を30万円アップします。（類型1、2共通）
- 先端設備等導入計画の認定又は経営革新計画の承認を取得して一定の要件を満たす者は、補助率2/3（類型2のみ）

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

平成31年度概算要求額 **62.1億円** (50.2億円)

事業の内容

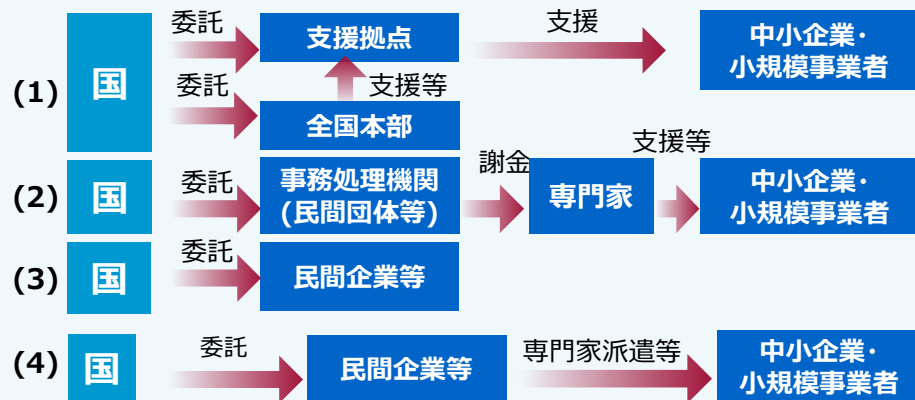
事業目的・概要

- 中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置します。
- 特に高度・専門的な課題には、それに応じた専門家を派遣します。
- 支援機関の見える化等を進めることで連携強化を促進します。
- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、融資の際に一定の要件を満たす場合には経営者の個人保証を求めないことや、個人保証債務の整理時の対応等を定めた「経営者保証に関するガイドライン」の周知・普及を行います。

成果目標

- 平成26年度からの事業であり、各施策において以下を目指します。
- (1) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し、よろず支援拠点から提案された解決策を実行して成果があった事業者の割合が、全体の65%になること（単年度目標）
- (2) 中小企業・小規模事業者等の経営相談に対し解決の対策が立てられた割合が80%になること（単年度目標）。
- (3) 支援機関の協力体制強化を促進するとともに、支援機関の見える化を進めること。
- (4) 個人保証に依存してきた融資慣行を改善し、中小企業の思い切った事業展開や、早期の事業再生、事業清算への着手、円滑な事業承継等を促進すること。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) よろず支援拠点事業

- よろず支援拠点では、
 - ①売上拡大のための解決策の提案
 - ②経営改善策を提案し、行動に移すための連携チームの編成・派遣
 - ③どこに相談すべきかわからない事業者に対する的確な支援機関等の紹介を実施します。
- 中小企業・小規模事業者の労務管理やIT活用による生産性向上（省人化）などの経営課題に対応するため、各よろず支援拠点に新たにコーディネーターを1名増員します。
- 各よろず支援拠点(サテライト拠点含む)にTV電話システム等の設備を導入します。

(2) 専門家派遣事業

- よろず支援拠点や地域プラットフォーム（地域PF）が、個々の中小企業・小規模事業者の経営課題に応じた専門家を原則3回まで（事業承継、IT導入に係る課題の場合に限り原則5回まで）無料で派遣します。
 - 働き方改革・生産性向上、IT・セキュリティ分野など、中小企業の課題の複雑化・深刻化に伴う分野及びその派遣件数を増強します。
- ※地域PF：商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関が中小企業支援を目的に連携。H25年度から設置。

(3) 認定支援機関関連事業

- 支援機関同士の協力体制強化を促進するとともに、支援機関の見える化の仕組みを構築する。

(4) 経営者保証ガイドライン周知・普及事業

- 担保・保証に拠らない融資を一層促進するため、①「経営者保証に関するガイドライン」の内容に関する相談対応、②ガイドラインに基づき、経営者保証を提供せずに資金調達を希望する事業者や、個人保証債務の整理を希望する事業者に対する専門家派遣、③周知・普及のための広報活動、④ガイドライン活用状況の実態調査などを実施する。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

平成31年度概算要求額 **21.7億円（18.5億円）**

1. 中小企業庁 経営支援課
03-3501-1763
中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
2. 中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767

3. 製造産業局 総務課
03-3501-1689
製造産業局 自動車課
03-3501-1690
商務・サービスG サービス政策課
03-3580-3922

事業の内容

事業目的・概要

- 我が国の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を背景として、中小企業・小規模事業者における人材不足は深刻化しており、求人難が各企業の経営課題として占める割合は増大しています。
- こうした中、中小企業・小規模事業者における人材確保が重要な課題となることから、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材について、専門家派遣やマッチングを通じて、地域内外からの発掘・確保・定着を一括して支援します。
- 加えて、中小企業における海外展開を担う人材や、中小生産・サービスの現場を支援する人材の育成を支援します。

成果目標

- 「地域中小企業人材確保支援等事業」は平成27年度から平成31年度までの事業で、人材不足状況の可能な限りの低減のため、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「中小企業海外ビジネス人材育成支援事業」は平成31年からの5年間の事業で、事業参加企業の満足度（意識変化等）70%以上を目指します。
- 「スマート生産性向上応援隊事業」は、平成31年度から平成32年度までの事業で、合わせて年間10,000名以上の指導者の育成を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

1. 地域中小企業人材確保支援等事業

- 地域の中小企業・小規模事業者が女性・高齢者・外国人等の多様な人材を確保するため、人材の発掘・確保・定着を一括して支援します。
- また、経営支援機関等と人材紹介会社等が連携し、経営課題明確化・人材ニーズの掘り起こし・人材確保を一括で行うためのプラットフォーム構築実証事業を行います。
- 加えて、平成30年度に実施した中核人材確保の仕組みの横展開を行い、中核人材確保のためのノウハウを普及することで、中小企業の中核人材確保の支援を促進します。

2. 中小企業海外ビジネス人材育成支援事業

- 中小企業の海外ビジネス担当者を対象として、通商協定や国際ビジネスルール等の座学の学習に加え、グループワークを通じた課題解決の実践や、海外でのフィールドワークによって市場調査経験ができるプログラムを提供します。
- また、本プログラムでの体験を通じた課題や成果をまとめ、公開することで、我が国の産業全体の国際化を後押しします。

3. スマート生産性向上応援隊事業

- スマートものづくり応援隊、サプライヤー応援隊、サービス等生産性向上応援隊を合わせて生産性向上応援隊として位置づけ、横断的に事例等を共有し、IT・IoT・ロボット等を用いた業務プロセスの改善、自動車サプライヤーの新技術への対応等を指導できる人材を育成します。
- 製造業、サービス業を中心とする中小・小規模企業へ派遣し、伴走型で生産性向上や経営課題の解決を支援します。
- また、各地域のスマートものづくり応援隊拠点数が増加する中、地域間で先進事例を共有するための仕組みを構築します。

国内・海外販路開拓強化支援事業

平成31年度概算要求額 27.2億円（新規）

(1)(2)(3)(4)中小企業庁 創業・新事業促進課
03-3501-1767
(3) 通商政策局 総務課
03-3501-1827
(3) 貿易経済協力局 投資促進課
03-3501-1662

事業の内容

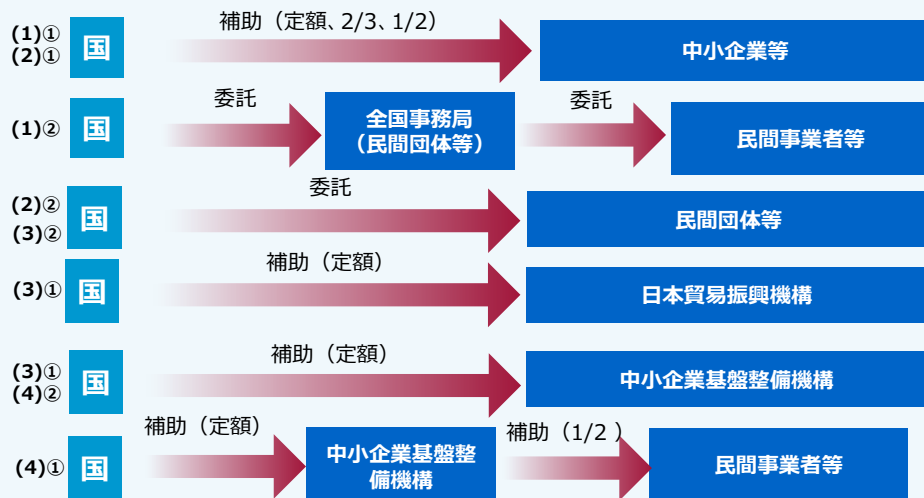
事業目的・概要

- 国内・海外の販路開拓をシームレスに支援します。
- 地域経済の活性化を図るため、地域資源の活用や中小企業者と農林漁業者の連携による新商品・サービスの開発や販路開拓を支援します。
- 海外展示会出展等を通じてブランド確立や海外販路開拓に取り組む事業を支援します。また、事業成果を地域中小企業に広く発信し、挑戦意欲の醸成するとともに、市場との更なる連携強化等を推進します。
- 「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」の整備等により、進出後の課題対応も含めて一貫して支援します。また、中小企業の海外展開に伴う内外の税制等について、セミナーやパンフレットの配布等を実施します。
- マッチングサイトやEC等を活用し、海外販路開拓の支援強化を図ります。

成果目標

- 開発した商品・サービスの市場取引達成率80%を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（1）地域産業資源活用・農工商等連携事業

- ① 地域産業資源活用促進法及び農工商等連携促進法に基づく事業計画の認定を受けた中小企業等が行う新商品・新サービスの開発・販路開拓に係る費用の一部を支援します。（原則として、補助率1/2、補助上限500万）
- ② 民間事業者等のノウハウを活用した、複数の中小企業者のマッチングやそれによる新事業展開の掘り起こし、商品改良等サポート、展示会・商談会の出展機会の提供等を通じて、新商品開発、販路開拓等の取り組みを支援します。

（2）JAPANブランド育成支援事業

- ① 地域産品が持つ素材や技術等の強みをいかした海外展開戦略の策定を支援します（補助上限200万円、定額補助）。また、海外販路開拓に向けたブランド確立のため、新商品開発や海外展示会出展等のプロジェクトを支援します（補助上限2,000万円、補助率2/3、1/2）。
- ② また、事業成果を地域中小企業に対して広く発信するとともに、市場との更なる連携強化等を推進します。

（3）現地進出支援強化事業

- ① 海外展示会や商談会等を通じた販路拡大機会の提供、商談後のフォローアップ、現地進出後の事業安定・拡大支援（プラットフォーム事業）等、段階に応じた支援を提供し、海外進出、また発展させるまでを一貫して支援します。
- ② 中小企業が多く進出している国の税制等について、セミナーや、各国税制等や税務に係る留意事項を記載したパンフレットの配布等により、海外展開を行う中小企業の税務に係る態勢整備を支援します。

（4）IT活用型販路開拓支援強化事業

- ① ビジネスマッチングサイトを活用した中小企業者等の新事業展開及び海外現地調査等による海外展開支援を実施します（補助上限90万、補助率1/2）。
- ② ECを活用し、訪日外国人をターゲットとした、地域資源を活用した新商品等の販路開拓の支援強化を実施します。